

# 第7次水質総量削減の実施について

## 1. 水質総量削減とは

根拠：水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法  
(昭和53年改正により導入)

- (1)人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、5年ごと6次にわたり実施
- (2)指定項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん  
(窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加)
- (3)指定水域・指定地域

### 東京湾

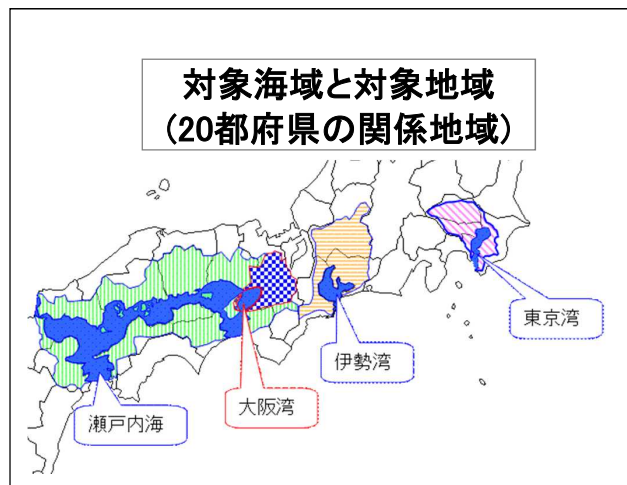
・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

### 伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

### 瀬戸内海

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域



1

## 2. これまでの経緯と今後の予定について

### 総量削減基本方針(環境大臣)

[平成23年6月策定]

【水質汚濁防止法第4条の2】  
関係都府県知事意見の聴取、  
公害対策会議の議を経て策定

目標年度(平成26年度)、削減目標量、削減に関する基本的事項

### 総量削減計画(都府県知事)

[平成24年2月中を目途に公表を予定]

【水質汚濁防止法第4条の3】  
関係都府県知事からの協議に対し、  
公害対策会議の議を経て環境大臣が同意  
(平成24年1月27日)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、方途等

### 総量規制基準

・日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の  
特定事業場に対する負荷  
量(=濃度×水量)の規制

### 削減指導等

・小規模事業場等対策  
・未規制事業場対策  
・農業、畜産農業等

### 事業の実施

・下水道・浄化槽等の整備  
・その処理の高度化

平成24年5月1日 新・増設事業場適用開始  
平成26年4月1日 全事業場適用開始

2